

令和7年

第1回市議会定例会 議案第54号

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）の一部を次の
ように改正する。

第152条第13項中「、栄養士または」を「、栄養士もしくは管理
栄養士または」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の
一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の職員の配置の基準
に関する規定を整備するため